

小規模保育事業所の概況

令和 8年4月1日現在

令和6年4月1日現在

事業所名	たかみBeBe			施設長名	松崎 啓子	
所在地	〒 805-0015 北九州市 八幡東 区 荒生田3丁目5-25					
電話番号	093-654-7222 緊急時(090-7448-8421)		FAX番号	093-654-7227	認可年月	平成29年4月
設置主体	学校法人 高見学園			運営主体 (設置主体と異なる場合)		
建物構造	鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨造 ・ 木造 ・ その他()					階建(1・2 階部分)
建物延床面積	141.95 m ²		屋外遊戯場面積(34.48)		m ²	

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
2号定員							
3号定員	2	8	9				19
開所時間	7:30 ~ 18:30		保育短時間の 受入時間帯		9:00 ~ 17:00		
保育の提供を 行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29～1月3日)						

職員数	17人	内訳:施設長・管理者(1人) 保育士(4人) 栄養士(1人) 調理員(1人) 事務員(1人) パート保育士(3人) 看護師(1人) 日々雇用 (6人)
-----	-----	---

施設の目的 運営の方針 保育の方針	【施設の目的及び運営方針】 "かけがえのない命"一人一人の子どもの人権や自主性を最大限に尊重し、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な乳幼児期の子どもに必要な養護と教育を一体的に提供しさらに育児不安を抱える保護者の方には親身になって傾聴し、問題解決の方法を共に考えてゆく。また、地域に於ける子育て支援や自園と保護者及び地域社会との連携を図り、積極的かつ自立的にその提供や発信を行う。子どもの発達に応じた質の高いきめ細かい保育を行うことができる一方、特に0歳児の安全面においても配慮を要する事業と考えている。人的、物的、場の環境を整えて安全第一、安心であたたかい家庭のぬくもりが感じられるような保育園を目指します。 【保育の方針】 保育所・保育指針に基づき、子どものありのままを受け止め、その心の安定を図りながらきめ細かく対応していく養護的側面と、保育士等としての願いや保育の意図を伝えながら子どもの成長・発達を促し導いていく教育側面を一体的に展開していく。 小規模保育事業所の特色を生かし家庭的な雰囲気の中で、保育者は一人一人の発達・成長を見守り、子どもの気持ちに応じた優しい対応や声掛けにより、生理的欲求が十分満たされるような保育を行います。わらべ歌やふれあい遊び等を通して、たつぷりの愛情とスキンシップを行います。
-------------------------	---

1 日 の 過ごし方	0歳の園児		1, 2歳の園児	
	—7:30 開所 登園 自由あそび —9:30 おやつ 戸外遊び —10:40~ 午前午睡 —11:10 昼食 —12:10 午後午睡 —15:00 おやつ 自由あそび —18:30 降園 閉所		—7:30 開所 登園 自由あそび —9:30 おやつ 戸外遊び —11:30 昼食 —12:30 午後午睡 —15:00 おやつ 自由あそび —18:30 降園 閉所	

事業所名	たかみBeBe
------	---------

年間行事 予 定	4月 入園・進級式	10月 運動会(高見幼稚園運動会に参加) 秋の遠足(園児のみ)
	5月 保育参観、クラス懇談会、健康診断	11月 高見幼稚園文化祭の見学
	6月 高齢者交流会(西野病院)初夏集い 歓迎遠足(園児のみ)	12月 健康診断 おたのしみ会
	7月 七夕まつり 水遊び 個人懇談	1月 お正月あそび 高見市民センターで子育て交流・相談会
	8月 水遊び	2月 豆まき
	9月 総合避難訓練 たかみまつり	3月 卒園式・終了式 お別れ遠足(園児のみ)

各種保育 事業の 実施状況	「地域活動事業」として、高見夏まつりに参加する。高見夏まつりは地域住民及び近隣学校等が相互に協力して毎年の恒例行事です。連携施設高見幼稚園園児もダンスで参加、それ以外にも当保育事業所も見学、参加します。 たかみBeBeは29年4月開園し、地域の認知度も低く、今後地域活動にも積極的に参加する予定です。地域のコミュニティ高見市民センターで、高齢者と交流会を企画しています。高齢者の方には、お手玉・折り紙などを教えていただき、手遊び歌、わらべ歌と一緒に歌う。 また、子育て支援を中心に保育園の役割を十分に生かすように園内を開放し、気楽に相談できる窓口も充実しています。 保護者からの要望で保育参観の回数も増やすよう、検討しています。
---------------------	--

利用の開始 及び終了に 関する事項	●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-------------------------	---

実費に係る 利用 者 負担金	●日本スポーツ振興センター共済掛け金(年額310円) → 万一の怪我等に備えて、共済掛け金に加入するもの ●月刊絵本 440円 → 年齢に応じた絵本を通じて読み聞かせをして、家庭に持ち帰って親子で絵本の楽しさを感じていただく。 ●卒園アルバム、おもいでアルバム作成費(写真代他)、卒園・進級祝いプレゼント 年間を通じて戸外遊び、遠足、行事体験などを写真やビデオを通して保護者に伝える費用 園外保育諸経費・おたのしみ会諸費用、お楽しみ会のおみやげ
-------------------------	---

そ の 他 特記事項	【緊急時における対応方法】 (1)保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。 (2)保育の提供により事故が発生した場合は、市及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。 (3)利用子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。 【非常災害対策】 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回避難及び救出その他必要な訓練を実施する。 【虐待の防止のための措置に関する事項】 (1)利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じる。 ・人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備 ・職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止 ・虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施 (2)保育の提供中、当園の職員又は養育者(支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、北九州市子ども家庭局子ども家庭部保育課・子供総合センター等適切な機関に通告する。 諸々の感染症対策を十分に行い、安心・安全な保育に努めます。
---------------	---